



手摺の取付装置事件

特許権侵害差止等請求控訴事件

[令和3年10月13日判決（知財高裁） 令和3年\(ネ\)第10029号](#)

キーワード：特許請求の範囲に記載された用語の解釈／明細書の参酌

担当 弁理士 齋藤 賢二

1. 事案の概要

被告が原告の本件特許に対し特許無効審判を請求したところ、原告は訂正請求をした。特許庁は、訂正を認めた上で、本件特許は無効とする旨の審決をした。原告はこれを不服として審決取消訴訟を提起した。

2. 結論

控訴棄却

3. 本件特許

発明の名称：手摺の取付装置と取付方法

登録番号：特許第5330032号

出願日：平成21年 3月 11日

登録日：平成25年 8月 2日

4. 本件発明（太字・囲み文字は著者（特に、囲み文字は争点））

- A ベランダのパラペットP上にその長手方向に所定間隔おきに手摺支柱1を立設し、これら手摺支柱1の上端部に手摺笠木2を架け渡すことによって手摺本体3を形成してなる手摺の取付方法において、
- B 手摺本体3の室外側に、手摺本体3の長手方向略全域にわたってガラス上縁部嵌合溝4が連通形成されるガラス用上枠5と、手摺本体3の長手方向略全域にわたって前記ガラス上縁部嵌合溝4に対応するガラス下縁部嵌合溝6が連通形成されたガラス用下枠7と、上下枠5、7間に、ガラス側縁部嵌合溝8、9が形成されてなる左右側枠10、11とからなるガラス取付枠14が一体又は一体的に設けられ、
- C このガラス取付枠14に複数のガラス板12と各ガラス板12間に目地材を取り付けるにあたって、目地材としてアルミ製目地枠13を用い、
- D また手摺支柱1の室外側側面には、アルミ製目地枠13を係止するための係止爪15が突設され、
- E アルミ製目地枠13の室内側側面には、アルミ製目地枠13を手摺本体3の長手方向の一方側から摺動させることによって前記係止爪15に係止される被係止爪16が突設され、

- F しかして、まず最初のガラス板12を室内側からその上縁部12aをガラス上縁部嵌合溝4に嵌合し、
- G 次にその下縁部12bをガラス下縁部嵌合溝6に落とし込むように嵌合する所謂儉鈍式によってガラス板12を上下枠5、7間に嵌め込み、
- H 次にそのガラス板12を上下縁部嵌合溝4、6に沿って一方側から摺動させて、該ガラス板12の側縁部12cをガラス取付枠14の他方側の側枠10のガラス側縁部嵌合溝8に嵌合し、
- I 次にアルミ製目地枠13を上下枠5、7間を一方側から摺動させて、その被係止爪16を係止爪15に係止させることによってアルミ製目地枠13を手摺支柱1に係止させ、これによって該目地枠13を最初のガラス板12の側縁部12dに係合保持させ、
- J そして次のガラス板12を同様に室内側から儉鈍式で上下枠5、7間に嵌め込み、これも同様に一方側から摺動させて、該ガラス板12の側縁部12cを先のアルミ製目地枠13に係合保持させ、
- K このようにして複数のガラス板12とアルミ製目地枠13を交互にガラス取付枠14に室内側から取り付けることによって、手摺本体3の室外側長手方向略全域に複数のガラス板12が連続して手摺本体3とアルミ製目地枠13に囲繞されるようにして取り付けられる
- L 手摺の取付方法。

5. 争点

被告方法が本件発明の技術的範囲に属するか否か、「係止」と「係合保持」の意義の解釈について争われた。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 「係止」の意義に関する主張について

控訴人は、被告製品では縦枠の固定は押縁と止めゴムを用いる方法によっており、「係止」とは全く異なる固定方法である旨主張する。

しかしながら、被告方法においても、押縁と止めゴムを用いた固定の前工程として、支柱突起部（本件発明の「係止爪15」に相当）に縦枠突起部（本件発明の「被係止爪16」に相当）が「係り」「止め」られており、このこと自体は控訴人も争っていない。本件発明は手すりの施工方法の発明であるから、その方法（工程）の中の一時点において爪と爪とが「係り」「止め」られた状態になれば、「係止」の要件は充足されるというべきであり、被告方法における押縁と止めゴムを用いた固定は、追加出願におけるビス止めによる固定や、その他の手段（コーキングや接着剤による固定）と同様の、付加的な手段にとどまるのであって、被告方法において、最終的に完成した状態における部材間の固定には他の手段が付加的に用いられるとしても、「係止」がなされていることには変わりがないというべきである。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(3) 「係合保持」の意義に関する主張について

控訴人は、本件発明の「係合保持」は目地枠とガラス板側縁部とが当接することにより長手方向の移動が規制されることを意味するのに対し、被告方法においては長手方向の移動の規制は押縁及び止めゴムによっているから、被告方法においては縦枠とガラスとは「係合保持」の関係にない旨主張する。

しかしながら、本件明細書には、…との記載があり、当該記載からは「係合保持」によってガラス板面と直行する方向の移動が規制されることを読み取れるのに対し、本件明細書を精査しても、「係合保持」と長手方向の移動の規制とを関連付ける記載は見当たらない。

特許請求の範囲に記載された用語は、明細書及び図面を参酌して解釈されるべきであることに照らし、控訴人の主張は採用することができない。

目地見付片31及び基部片29が特許請求の範囲に記載されていないとしても、技術的範囲の解釈は明細書及び図面の記載も参酌してなされるものであるから、これらを参酌して目地枠13の構成を上記(1)のとおり認定することは何ら妨げられない。

構成要件Iの上記記載は、ガラス板12が係合保持の主体であるかのように読める文言ではあるものの、目地枠13の長手方向の移動を規制するためには、目地枠13を2枚のガラス板12が左右から挟み込むことが必須であることからすれば、「最初のガラス板12」1枚のみが嵌め込まれた構成要件Iの段階において、ガラス板12と目地枠13との「係合保持」によって長手方向の移動が規制されるということとはあり得ない。そうすると、構成要件Iの上記記載は、目地枠13の中(より正確にはその目地見付片31と基部片29との間)にガラス板が収まることによって前後方向の移動が規制されるような位置関係に置かれることを意味すると解釈する方が、はるかに自然である。

手すり取付けの途中段階においてはガラス板12及び目地枠13のいずれも左右方向に摺動自在であることや、ガラス工事においてはエッジクリアランスを設けるとの技術常識(原判決42頁2行目)が存在することを考慮すれば、本件明細書においてガラス板12と目地枠13が「当接」するとの記載は、施工中の1時点における状態であると理解するのが自然である。

本件明細書の【図16】(b)、施工中の1時点における状態であると理解すべきことは、上記③についてと同様である。

いずれも、控訴人の主張を十分に根拠付けるものではない。

以上